

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパート労働者や派遣社員、契約社員などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活の状況は深刻である。

このような状況を打開するには、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、大阪府では1,023円、最も低い県では853円である。毎日8時間働いても年収150万～190万円であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、大阪府と東京都では、同じ仕事でも時給で49円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが引き上げを妨げる構造的な欠陥となっている。現行法のランク制度では、最低賃金額が低い地域では、その冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生む原因になっている。

世界各国と比較すると、日本の最低賃金は、主要先進7か国の中では、実質最下位となっており、世界14位にまで落ちこんでいる。ほとんどの国で、最低賃金制度が全国一律制をとっており、各国政府としても大胆な財政出動を行うことや、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすしい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によってこそ、誰もが安心して暮らせる社会が生成され、そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことが望まれる。

以上のことより、本市議会は下記の項目の早期実現を政府に対して強く求める。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年3月17日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

各宛